# 北海道犯罪被害者等支援基本計画

平成19年3月

北 海 道

# 一 目 次 一

(I	狐	2罪被	<b>事者等</b>	のま	見状								•			• •		•	1
第	1	犯罪被	害の状況	. 5															1
	1	刑法	厄の認知	]件数															1
	2	2 犯罪	発生の背	景															2
第	2	犯罪被	害者等σ	)置か	れて	いる	状沥												3
	基	<b>基本的</b> 7	な考え	.方							0 0				0			•	5
第		計画の調																	5
第		計画の																	5
第		計画期																	5
П	1	点課息	頂								0								6
ĪV	1	点課題	道に 依	る』	具体	的	拉絲											•	7
620				100															
筝	1																		7
第		損害回復	复•経済	的支	援等	<b>へ</b> の	取組	1 -							•				7
第	1	損害回復 損害	<b>复・経済</b> 倍償の請	野的支 野求に	援等 つい	<b>への</b> ての	<b>取組</b> )援助	<b>! ·</b> ]等	•	 	• •			• •	•			•	7
第	1	損害回行 損害原 給付金	<b>复・経済</b> 倍償の請 金の支統	野的支 野求に	援等 つい	<b>への</b> ての	<b>取組</b> )援助	<b>! ·</b> ]等	•	• •	• •	•	• •	• •	•	• •	• •	•	7
第	1 2 3	損害回復 損害原 給付金 居住の	<b>复・経済</b> 賠償の請 金の支統 の安定	野的支 野求に	援等 つい	<b>への</b> ての	<b>取組</b> )援助	<b>! ·</b> ]等	•	• •	• •	•	•	• •		• •	• •		7 8 10
	1 2 3 4	損害回復 損害則 2 給付金 3 居住の 4 雇用の	<b>復・経済</b> 賠償の請 金の支統 の安定 の安定	新 <b>的支</b> 情求に 合に係 ・・	援等 つい る制 ・・	<b>への</b> ての 度の ・・	)取組 )援助 )充実 •••	]等 等 ••		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• •	•	• •	• •		• •	• •		7 8 10 11
第第	1 2 3 4 2	損害回復 損害無 2 給付。 3 居住。 居 雇用。 精神的	を経済には、経済には、日本のでは、日	<b>新教に</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	援等 つる・・ の	へて度・・復・・・	対援助の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	]等 [等 ・・・				• •		• • •		• •			7 8 10 11
	1 2 4 2	損害回答	を経済において、とのでは、とのでは、とのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	<b>新教に</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	援等 つる・・ の	へて度・・復・・・	対援助の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	]等 [等 ・・・											7 8 10 11 12 12
	1 2 4 2 1	損害 日本	復倍金のの・医の経済課の安安身療確	的求に・・被ビ・	援つる・・の及・	へて度・・復福・	取援充・・防サ・	l ・ : 等 : ・ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	スの!	提供 • •	•	•	•	• •					7 8 10 11 12 12
第	1 2 2 2 1 2	損	復倍金のの・医の・質の安安身療確捜経の支定定体サ保査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	的求に・・被ビ・公支に係・・害ス・判	援つる・・の及・等い制・・回び・の	へて度・・復福・過	取援充・・防サ・に 組助実・・止っ・ ま	1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・ 1 ・	スのi ・・ る配!	提供 • • 慮等	• •	•	•	• •					7 8 10 11 12 12 15
第	1 2 3 4 2 2 1 2 3 3 3 3 4 4 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	損 2	復倍金のの・医の・続・償の安安身療確捜へ経の支定定体サ保査のが、関	的求に・・被ビ・公与支に係・・害ス・判拡	援つる・・の及・等充等い制・・回び・のへ	へて度・・復福・過のののの・・・祖・程取	取援充・・防サ・に組制財実・・止っ・お	1 等等・・ケビ・け・	スのi ・・ 3配i	提供 • • 憲等 • •	• •	•	•	• •	•				7 8 10 11 12 12 15 17
第	1 2 3 4 2 2 3 3 3 1	損 2 精 2 刑害損給居雇神保安保事刑回害付住用的健全護手事	復倍金のの・医の善読こ・償の安安身療確捜へ関経の支定定体サ保査のする。	所ずに・・被ビ・公与手 支に係・・害ス・判拡続	援つる・・の及・等充へ等い制・・回び・のへの	へて度・・復福・過の参  ののの・・・祖・程取加	取援充・・防サ・に組の組財実・・止ー・お・機	1 等等・・ケビ・け・会	スのi ・・ る配i ・・ を拡き	提・・ 憲・・ 充	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・ ・・ こめ	・ ・ ・ の#	• • • •	• の	• • 整備	·· 等•	•	7 8 10 11 12 15 17 18
第	1 2 3 4 2 1 2 3 3 1 4	損	復倍金のの・医の・続この・質の安安身療確捜へ関た経の支定定体サ保査のすめのでのでのでは、関系のでのでは、関系のでは、関系のでは、関系ののでは、	所ずに・・被ビ・公与手体   支に係・・害ス・判拡続制	援つる・・の及・等充へ充等い制・・回び・のへの実	へて度・・復福・過の参へ  ののの・・・祖・程取加の	取援充・・防サ・に組の取組助実・・止し・ホー機組	1 等等・・ケビ・け・会	スのi ・・ る配i ・・ を拡i	提・・憲・・充・	・・・・ るた	・・ ・・ 三め	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	・ の ・	· · 整備	· 等·		7 8 10 11 12 15 17 18 18
第	1 2 3 4 2 3 3 1 4 1	損	復倍金のの・医の一続このひ・僧の安安身療確捜へ関たび経の支定定体サ保査のすめ情済請総	所ずに・・被ビ・公与手体の一支に係・・害ス・判拡続制提	援つる・・の及・等充へ充供等い制・・回び・のへの実等	へて度・・復福・過の参へ  ののの・・・祖・程取加の・	取援充・・防サ・に組の取・一般財実・・止ー・ま 機能・	1 等等・・ケン・け・会・・ケン・さ・を・・ケー・	スのi る配i を拡i	提・意・充・・	・・・ るた	・・・ ・・ きめ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ の ・ ・	· · 整備 · ·	· 等· · ·	•	7 8 10 11 12 15 17 18 19
第	1 2 3 4 2 3 3 1 4 1 2 2 1	損	復倍金のの・医の一読この及研・償の安安身療確捜へ関たび究経の支定定体サ保査のすめ情の一済請総・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所ずに・・被ビ・公与手体の進一支に係・・害ス・判拡続制提等	援つる・・の及・等充へ充供等い制・・回び・のへの実等・	へて度・・復福・過の参へ・・  ののの・・・祖・程取加の・・	取援充・・防サ・に組の取組助実・・止し・ホー機組	1 等等・・ケン・け・会・・ケン・さ・を・・ケー・	スのi る配i を拡i	提・慮・充・・・供・等・す・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・ ・・ きめ ・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ・ ・	· · 整備 · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	7 8 10 11 12 15 17 18 19 19 24
第	1 2 3 4 2 3 3 1 4 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	損	復倍金のの・医の一読この及所の・償の安安身療確捜へ関たび究団経の支定定体サ保査のすめ情の体験請総	所ずに・・被ビ・公与手体の進対的求に・・・	援つる・・の及・等充へ充供善る等い制・・回び・のへの実等・援	へて度・・復福・過の参へ・・助 ののの・・・祉・程取加の・・	取援充・・防サ・に組の取・・・	1 等等・・グレ・け・会・・・	スのi る配が を拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	提・慮・充・・・・供・等・す・・・・	るた。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ ・ ・ ・	· · 整備 · · · ·	等· · ·		7 8 10 11 12 15 17 18 19

V 国における施策検討結果を踏まえての取組⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅ 3 1
第1 国における施策の検討結果を踏まえての取組 ・・・・・・・・ 31
第2 国における施策の検討結果を踏まえて、道民に周知が必要な取組・・・ 32
○ 北海道犯罪被害者等支援基本計画の概要・・・・・・・ 33
○ 北海道犯罪被害者等支援基本計画の施策体系図・・・・・ 3 4
〔資 料 編〕
1 犯罪被害者等基本法 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
2 「北海道犯罪被害者等支援基本計画(仮称)検討協議会」設置要綱 ・・・ 42
3 「北海道犯罪被害者等支援基本計画庁内検討会議」設置要領 ・・・・・・ 43

# I 犯罪被害者等の現状

#### 第1 犯罪被害の状況

#### 1 刑法犯の認知件数

#### (1) 全国の状況

警察庁の「犯罪統計書」によると、刑法犯の認知件数(道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷及び危険運転致死傷を含む。)は、戦後最多を記録した平成14年をピークとして、3年連続して減少に転じているものの、依然として高い水準のまま推移しています。

さらに、全国的に下校途中の児童が被害に遭う痛ましい事件が相次いで発生し、社会に大きな衝撃を与えています。

表 1 全国における刑法犯の認知件数 (単位:件)

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17
総件数	3, 256, 109	3, 581, 521	3, 693, 928	3, 646, 253	3, 427, 606	3, 125, 216
一 般	2, 443, 470	2, 735, 612	2, 853, 739	2, 790, 136	2, 562, 767	2, 269, 293

《資料:警察庁「犯罪統計書」》

注)一般は、交通関係業過(業務上過失致死傷及び重過失致死傷のうち、道路上の交 通事故に係るもの)を除いた一般刑法犯の数を示す。

## (2) 北海道の状況

道内における刑法犯の認知件数(道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷及び危険運転致死傷を含む。)は、平成13年で12万3,175件でしたが、官民挙げて路上強盗やひったくり、車上ねらい等の街頭犯罪や交通事故の抑止活動に取り組んだ結果、その後3年連続で減少し、特に一般刑法犯では平成17年は、ピークの平成14年と比べると2万1,000件の減少(△22%)となっています。

平成18年も減少傾向は続いており、数字上の指数治安の面では確実に治安は改善してきています。

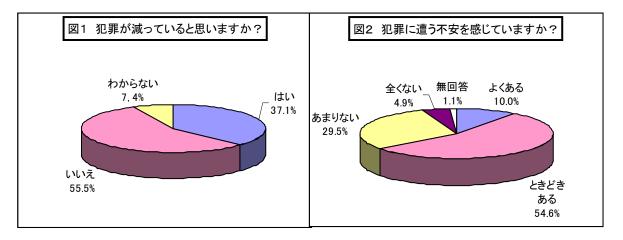
表 2 道内における刑法犯の認知件数 (単位:件)

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17
総件数	111, 679	123, 175	121, 761	121, 352	114, 516	100, 852
全国比	3. 4%	3.4%	3. 3%	3.3%	3. 3%	3. 2%
一 般	86, 786	92, 832	94, 091	93, 863	88, 249	73, 071
全国比	3. 6%	3.8%	3. 4%	3.3%	3. 2%	3. 2%

《資料:警察庁、北海道警察本部》

しかしながら、道警察本部が平成17年12月から平成18年1月にかけて道民4,173名から回答を得た「安全・安心アンケート」結果によると、刑法犯の発生は減少しているものの、なお6割を超す道民が犯罪被害に遭う不安を感じているという結果が出ています。

このようなことから、道民の実感としての体感治安の面からみると、必ずしも数字上 の指数治安でみる治安の改善が反映されていない状況があります。



平成17年度「安全・安心アンケート」結果

《資料:北海道警察本部》

# 2 犯罪発生の背景

道民生活をとりまく生活環境は大きく変化をしています。

特に、従来は、親類や隣り近所などの血縁や地縁関係による連帯意識によって、お互いに様々な場面で援助をし合ってました。近年の都市化や情報化、さらには核家族化及び少子高齢化の進展などによる社会構造の変化や、従来みられたような地縁関係の付き合いが減少するなどにより、地域における連帯感、人と人との交流、付き合いの機会などが減り、住民もお互いに必要以上に干渉し合うことを避ける傾向が強く見られる状況になってきました。

こうした地域コミュニティの希薄化などが、社会の犯罪抑止機能の低下をもたらしており、犯罪発生の背景のひとつでもあると考えられています。

# 第2 犯罪被害者等の置かれている状況

道では、犯罪のない安全で安心な地域づくりが、道民等が安心して暮らし、活動することができる地域社会を実現していく上で重要であることにかんがみ、安全で安心な地域づくりに関し、基本理念を定め、道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安全で安心な地域づくりに関する施策を総合的に推進するため、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」を制定し、平成17年4月1日から施行しております。

安全で安心して暮らせる社会を実現することは道民すべての願いであり、犯罪の未然防止を図ることはもとより、犯罪被害者等\*¹が犯罪等\*²より受けた損害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援していくことは大変重要なことです。

しかしながら、これまで、さまざまな犯罪等が後を絶たず、思いがけずそれらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、その権利が尊重されてきたとは言いがたいばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされ、さらには、副次的な被害に苦しめられることが少なくない状況にあります。

犯罪被害者実態調査研究会が平成15年に実施した調査でも、多くの犯罪被害者等は、事件直後から精神的影響や二次的被害を受けていることが明らかになっています。

犯罪被害者等は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的・経済的な苦痛を強いられてきましたが、犯罪被害者等が受ける被害の実情についての理解は十分ではなく、支援についての社会的関心も高いとはいえない状況があります。

「犯罪被害者等基本法」の前文では、『犯罪等の被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。』と述べられています。

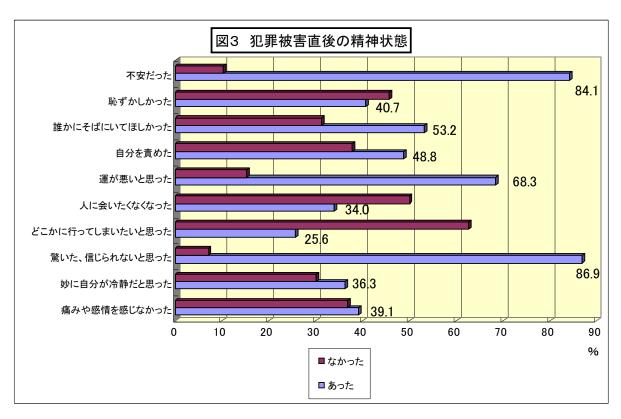
誰もが犯罪被害者になる可能性がある今日、道民の犯罪防止や犯罪被害者等のための様々な取組や支援活動を推進することが、社会的弱者へのセーフティネットづくりに資するものと考えております。

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。(犯罪被害者等基本法第2条第1項)

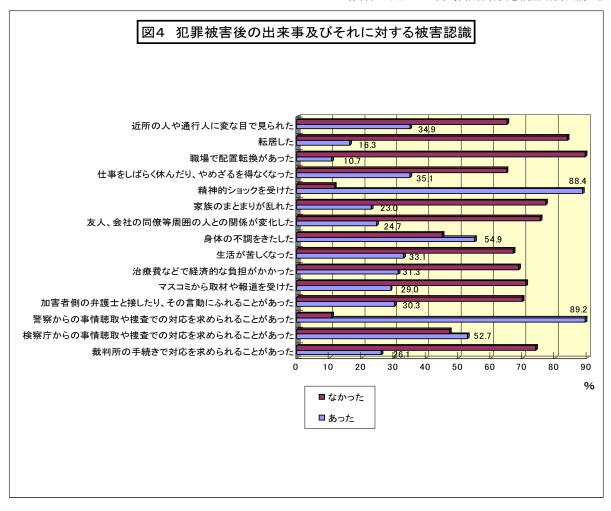
<sup>※1「</sup>犯罪被害者等」

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。(犯罪被害者等基本法第2条第2項)

<sup>※2「</sup>犯罪等」



《資料:平成15年犯罪被害者実態調査研究会調べ》



《資料:平成15年犯罪被害者実態調査研究会調べ》

# Ⅱ 基本的な考え方

# 第1 計画の趣旨

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月「犯罪被害者等基本法」(以下「基本法」という。)を制定(平成17年4月施行)し、支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定(平成17年12月閣議決定)しました。

基本法では、地方公共団体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、国の基本計画を踏まえ、北海道としての犯罪被害者等の支援等のための施策を策定するものです。

# 第2 計画の性格

- 1 この基本計画は、犯罪被害者等の権利利益の保護と、適切な支援を行うため、基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を示すものです。
- 2 この基本計画は、犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づく計画とします。
- 3 道の各機関は、相互に連携して、この計画の推進に当たります。 また、他の行政機関、市町村、事業者、民間団体、道民の皆さんには、この計画の推 進について理解と協力を要請していきます。

# 第3 計画期間

この計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とし、5年後を目途に状況に応じ見直しを行います。

また、計画期間中であっても、必要に応じて、随時見直しを行います。

# Ⅲ 重点課題

基本法において示された犯罪被害者等の支援等のための施策に関する地方公共団体の責務を踏まえ、次のとおり5つの重点課題を設定します。

- 第1 損害回復・経済的支援への取組
- 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 第3 刑事手続への関与拡充への取組
- 第4 支援等のための体制充実への取組
- 第5 道民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

# Ⅳ 重点課題に係る具体的取組

# 第1 損害回復・経済的支援等への取組

# 1 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)

#### 【現状と課題】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、犯罪等によって傷つき疲弊している精神に更なる負担を受けることになります。

また、訴訟になった場合には、高い費用と多くの労力や時間を要すること、訴訟に関する知識が不足していること、独力では証拠が十分に得られないこと、加害者の所在等の情報が不足していること、加害者に住所等を知られることへの恐れなどの多くの困難に直面するため、損害賠償の請求をためらう犯罪被害者等も少なくありません。

困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けたとしても、加害者に賠償能力が欠如していたり、 財産を隠されるなどして強制執行にも困難を来す場合もあり、損害回復の目的を果たせないこ とが相当程度多い状況にあります。

損害賠償の請求は、犯罪被害者等にとって金銭的な回復を図るためのものですが、加えて、 当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に謝 罪や反省を求める機会としても重要な意味を有しております。しかし、現在の損害賠償制度が 犯罪被害者のために十分に機能しているとは言い難いとの指摘もあり、犯罪等による被害に係 る損害賠償の請求等が適切かつ円滑に実施されるためには、損害賠償請求制度や各種経済的支 援制度の周知を図るとともに、関係機関と連携して、被害回復を支援する必要があります。

# 【今後の取組】

(1) 日本司法支援センターとの連携と道民への周知《再掲:第3-1-(1)、第4-1-(24)》 日本司法支援センター\*1との連携を図り、民事法律扶助制度\*2の活用による弁護士費用 及び損害賠償請求費用の負担軽減や被害者支援団体、相談機関に関する情報の周知に努め ます。

# (2) 損害賠償請求制度の周知

損害賠償請求制度に係る冊子・パンフレットやホームページ等の広報媒体を活用し、損害賠償請求制度の概要、犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、積極的な周知に努めます。

#### (3) 自賠責保険金支払いの適正化等の周知

ア 道では、交通事故相談所を設置しており、交通事故被害者の救済等に関する相談や自 賠責保険等に係る相談について、引き続き適切な対応に努めます。

#### ※1「日本司法支援センター」

愛称「法テラス」。国民に総合的な法律サービスを提供する組織。各都道府県の地裁所在地や弁護士の過疎地域に窓口事務所を設け、各種法律相談、民事法律扶助(※2参照)、公的刑事弁護、犯罪被害者支援などの業務を弁護士が担当する。独立行政法人に準ずる法人。平成18年10月より業務開始。

#### ※2「民事法律扶助制度」

資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度。援助にあたっては資力などの審査がある。

イ 自賠責保険等の調停を行う財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、無料の法律相談 等を行う財団法人日弁連交通事故相談センター及びひき逃げや無保険車等の事故による 被害者を救済する政府保障事業について、広報活動等を通じて周知に努めます。

#### (4) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

警察において、暴力団犯罪の被害者への支援制度について広く道民に周知を図るとともに、北海道暴力追放センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会と連携して、引き続き暴力団犯罪による被害回復の支援に努めます。

# 2 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)

#### 【現状と課題】

多大な損害を被った犯罪被害者等が、自ら加害者に損害賠償の請求を行っても、十分な回復 を期待できないことが多いといわれています。

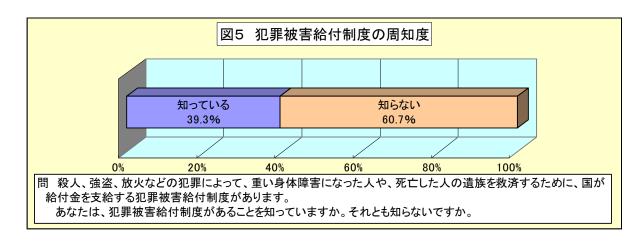
また、犯罪被害者等は、犯罪等に遭ったその時点で受ける損害だけではなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期の療養のための費用負担などによる経済的困窮に苦しむことも 少なくありません。

こうした過酷な経済的負担・困窮は、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復にも悪影響を与え、回復を困難にするばかりかさらに悪化させることにもつながります。

現行の国の主な経済的支援制度としては、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律及び自動車損害賠償保障法に定められたものがあり、地方公共団体においても国と類似の趣旨の保障制度を設けているものがありますが、現状では不十分との指摘があり、国においては、現行の経済的支援制度の改善等についての検討を進めています。

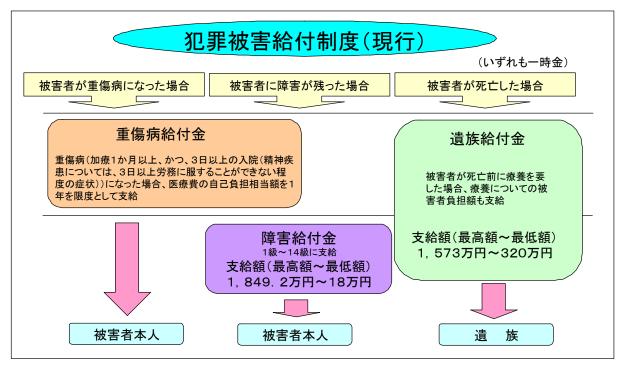
しかし、こうした現行制度自体も周知が行き届いていないという指摘もあり、今後、道民に 対する制度の周知徹底を図る必要があります。

犯	罪	被き	<b>影給</b>	付	制	度	の	変	遷		
昭和49年8月30日	三菱重〕		破事件 犯罪被						発生		
昭和55年5月1日	「犯罪被	皮害者等	給付金	支給法。	」が成	立(昭	四和56	5年1月	1日旅	<b>拖行)</b>	
平成7年3月20日	地下鉄† ⇒		件(死者 害者給(								
平成13年7月1日	「犯罪	• 障害 〔1		大や給( の障害 <sup>(</sup> 級 →	寸基礎 等級の 1級	額の引 拡大	出上げ	を中心	とした	き法改正	
平成18年4月1日	正〇政令	う⇒重傷 ・入院	病給付金要件が、 要件が、 疾患に	金の支統 141 系る入[	給要件 日から 院要件	の緩和 3日に が廃」	0、支i [緩和 上、支i	給対象 給期間	関間ℓ	施行規則 <sub>-</sub> D拡大 から1年に	



《資料:H12.9実施「犯罪被害者に関する世論調査」(総理府調査)》

図 6



《資料:警察庁ホームページを参照》

#### 【今後の取組】

(1) 現行の犯罪被害給付制度の周知

関係機関・団体等との連携により各種広報媒体等を活用して、広く道民に対し犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、迅速な裁定等に努めます。

(2) 犯罪被害給付制度の適正な運用

犯罪被害給付制度の適正な運用に努めます。

(3) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、引き続き被害者の経済的負担の軽減が図られるよう努めます。

(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に係る経費について、引き続き遺族の方々の 経済的負担の軽減が図られるよう努めます。

# 3 居住の安定(基本法第16条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなるなど、犯罪等による被害に起因する様々な要因により引っ越しを余儀なくされることが少なくありません。

また、配偶者等からの暴力(DV)のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求めることもあります。

しかし、安定した新たな居住先の確保については、犯罪等による被害によってもたらされた 経済的困窮などとあいまって、困難であるとの指摘があります。

このようなことから、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定については、地域間における格差にも配慮しながら、さらに充実を図っていく必要があります。

表3 北海道の児童相談所(8か所)における一時保護の状況(平成17年度)

一 時 保 護 所	一時保護委託	総数
905 人	152 人	1,057 人

《資料:北海道保健福祉部子ども未来推進局》

表4 配偶者等からの暴力(DV)による一時保護の状況(平成17年度)

女性相談援助センター	委託施設	総数
145 人	167 人	312 人

《資料:北海道環境生活部生活局参事(男女平等参画)》

表5 道営住宅の応募倍率 (単位:倍)

年 度	H10	H15	H16	H17
全道平均	2. 2	17. 2	16. 2	16. 2
札幌市	6. 1	32. 2	34. 5	40. 9

《資料:北海道建設部住宅局住宅課》

# 【今後の取組】

#### (1) 道営住宅への優先入居等

犯罪被害者等に対する道営住宅の優先入居(一般の申し込み者よりも当選率を引き上げ) を実施します。

また、募集パンフレットやホームページ等により、入居に関する情報提供に努めます。

#### (2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保《再掲:第2-2-(3)》

ア 児童相談所\*1(8カ所(札幌市除く))の全てに一時保護所を設置していますが、一時保護所の設備や運営については、児童福祉施設最低基準に定める児童養護施設の基準を準用しており、個別処遇が必要な児童に関しては、環境の配慮に努めます。

#### ※1「児童相談所」

児童福祉法に基づき都道府県(指定都市)が設置する児童に関する総合的な相談・判定機関であり、各般の相談に応じて調査・判定を行い必要な助言や指導を行います。また、養護施設、肢体不自由児施設など児童福祉施設への入所措置を行います。

- イ 一時保護委託の運営の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に 努めます。
- ウ 道立女性相談援助センター\*1の業務及び民間シェルター\*2への一時保護委託を実施する中で、適切な運用に努めます。
- エ 一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と速やかに連絡や情報交換を行うなど緊密な連携を図り、公営住宅を始めとした住宅の確保に関する的確な情報提供を行うなど、居住の安定が図られるよう努めます。

# 4 雇用の安定(基本法第17条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、精神的・身体的被害によりやむを得ず従前に比べ仕事の能率が低下したり、 対人関係に支障を生じたり、治療のための通院、裁判への出廷等のために欠勤したりすること となる例があり、雇用主や職場の無理解により、仕事をやめざるを得なくなる場合が少なくな いとの指摘があります。

表6・表7のとおり、道内の雇用情勢は回復傾向にあるものの、全国に比べると依然として厳しい状況が続いています。犯罪被害者等にとっても、厳しい雇用環境におかれておりますが、犯罪被害者等が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減につながるばかりでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味を有するものです。このことから、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業主への理解を高めていく必要があります。

表 6 有効求人倍率の推移

(単位:倍)

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
北海道	0. 35	0. 43	0. 42	0. 42	0. 45	0.50	0. 53
全 国	0. 47	0. 60	0. 54	0. 54	0. 66	0. 83	0. 94

《資料:北海道経済部労働局雇用労政課》

表 7 完全失業率の推移

(単位:%)

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
北海道	4. 9	5. 5	5. 9	6. 0	6. 7	5. 7	5. 3
全 国	4. 7	4. 7	5. 0	5. 4	5. 3	4. 7	4. 4

《資料:北海道経済部労働局雇用労政課》

# ※1「女性相談援助センター」

保護又は自立のための援助を必要とする女性についての相談・判定機関であり、各種の相談に応ずるほか、入所による生活指導及び職業指導等を行います。

## ※2「民間シェルター」

民間団体によって運営されている緊急一時保護避難施設。道内では8団体が活動。

#### 【今後の取組】

#### (1) 求職者の就職支援及び事業主等の理解の増進

求職者の就職支援に向けて、雇用に関する各種相談や離転職者等に対する職業訓練を行うなど、公共職業安定所等との連携に努めます。

また、犯罪被害者等がおかれている状況などについて周知を図り、事業主の理解の増進 に努めます。

#### (2) 個別的労使紛争解決システムの活用等

道民を対象に個別的労使紛争解決システム(労働相談、あっせん制度)について、周知を図るとともに、その適正な運用に努めます。

# 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

# 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

#### 【現状と課題】

生命に被害を受けた事件の遺族はもとより、身体に被害を受けた多くの犯罪被害者の方が同時に精神的被害を受けていると考えられます。

また、身体に被害(物理的外傷)はなくても犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等も多数に上ると考えられ、重度のPTSD\*1(外傷後ストレス障害)などの犯罪等による被害に対する持続的な精神的後遺症に罹患している者も少なくないと考えられます。

性犯罪のように顕著な精神的被害を与えると考えられる犯罪については、被害申告がなされず、いわゆる暗数化している犯罪被害者等も少なくないと考えられ、こうした精神的・身体的被害に対する保健医療サービス及び福祉サービスについては、不十分であるとの指摘があります。

このようなことから、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から 回復できるようにするため、精神的・身体的被害に対する保健・医療・福祉サービスの充実を 図る必要があります。

表8 生命、身体に被害を受けた犯罪被害者数 (単位:人)

		総数		一般刑	一般刑法犯		罪死者	交通犯罪負傷者		
		H16	H17	H16	H17	H16	H17	H16	H17	
全	国	1, 238, 668	1, 207, 969	48, 190	44, 465	7, 358	6, 871	1, 183, 120	1, 156, 633	
北	海道	37, 127	37, 127	1, 540	1, 436	387	302	35, 200	35, 389	
方	札幌	24, 169	24, 674	983	981	194	160	22, 992	23, 533	
面	函館	3, 062	3, 170	135	129	40	23	2, 887	3, 018	
本	旭川	4, 373	4, 132	173	134	70	48	4, 130	3, 950	
部	釧路	3, 866	3, 558	168	121	62	55	3, 636	3, 382	
	北見	1, 657	1, 593	81	71	21	16	1, 555	1, 506	

《資料:警察庁・北海道警察本部》

心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後に様々なストレス障害を引き起こす疾患のことです。PTSDの症状は、大きく分けて再体験症状(フラッシュバックなど)、過覚醒症状(不安、不眠など)、回避症状(トラウマの原因になった障害、関連する事物を避ける)に分けられます。

<sup>※1「</sup>PTSD(外傷後ストレス障害)」

年		H14	H15	H16	H17
強制わいせつ	北海道	295	354	352	365
J弦 197770 C コ	全 国	9, 476	10, 029	9, 184	8, 751
	北海道	133	98	78	86
)± 99	全 国	2, 357	2, 472	2, 176	2, 076
合 計	北海道	428	452	430	451
н 81	全 国	11, 833	12, 051	11, 360	10, 827
全 国 対	比	3.6%	3.6%	3.8%	4. 2%

《資料:警察庁「警察白書」》

#### 【今後の取組】

# (1) PTSD対策に係る専門家の養成

精神保健福祉センター\*1等の職員を厚生労働省主催研修に派遣し、広くPTSD対策に 係る専門家の養成に努めます。

また、精神保健福祉センターが実施する研修に、養成した専門家によるPTSD対策の内容を盛り込むなど、関係分野の職員等に対する啓発の推進に努めます。

#### (2) 救急医療体制の整備・充実

地域の実情に即した初期から三次に至る救急医療体制の整備を図るとともに、メディカルコントロールに基づく病院前救護体制\*2の充実に努めます。

#### (3) 高次脳機能障害者への支援の充実

モデル事業として、平成16・17年度に実施した「高次脳機能障害支援システム整備事業」を踏まえ、広く道民に障害の正しい理解を深めるための普及啓発、当事者・家族のニーズにあったリハビリ提供・地域生活支援の実施及び地域での支援体制(ネットワークづくり)を構築するなど高次脳機能障害\*\*者への支援の充実に努めます。

# (4) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施

平成20年度からスタートする次期医療計画の策定にあたり、検討を進めます。

#### (5) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省で実施する研修を活用し、思春期精神保健の専門家の養成に努めるとともに、 精神保健福祉センターなどの研修機能を充実させ、専門家の養成に努めます。

#### (6) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

ア 児童相談所の夜間・休日における職員の連絡体制については、連絡体制の強化等によ

# ※1「精神保健福祉センター」

精神保健福祉法に基づき都道府県(指定都市)が設置する精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターであり、精神保健福祉相談、精神障害者の社会復帰促進に必要な援助、精神障害者保健福祉手帳の判定業務などを行うほか、地域精神保健福祉活動を推進するために、保健所等関係機関への技術支援、教育研修を行っています。

#### ※2「メディカルコントロール体制に基づく病院前救護体制」

傷病者の救命率の向上や合併症の発生率の低下等の予後の向上を目的に、救急現場から医療機関に搬送されるまでの間に、医師の指示又は指導・助言等の下に救命救急士等が気管挿管等の医行為を実施することをいいます。

#### ※3「高次脳機能障害」

頭部外傷や脳血管障害などの後遺症として、記憶、注意、判定、意思伝達、情緒といった高次の脳機能に障害をきたす病態です。

り迅速に対応できる体制の確保に努めるとともに、児童相談所保護機能・虐待通告対応機能強化事業により、一時保護(虐待通告)協力員を土日、祝祭日に配置することにより相談対応の充実に努めます。

- イ 地域の子どもや家庭からの相談に365日、24時間相談に応じるとともに、市町村、 児童相談所など関係機関との連絡調整を行う児童家庭支援センターを設置し、地域の相 談支援の充実に努めます。
- ウ 医療機関との連携等については、嘱託医の活用等により医療機関との協力・連携を確保するとともに、医療的機能強化事業を実施し、地域の医療機関の協力を得て、被虐待児等に対する専門的技術的助言などの必要性が判断できるよう努めます。

## (7) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

- ア 児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会の設置については、要保護児童の適切な保護を図るため全市町村での設置を目標としていますが、未設置市町村に対して設置について働きかけるとともに、市町村への相談対応等の総合的な支援に努めます。
- イ 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実については、「いじめ ・不登校等対策本部」や「生徒指導研究協議会」等において連携を推進しており、引き 続き適切な対応に努めます。

# (8) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 「スクールカウンセラー\*1活用調査研究事業」や「子どもと親の相談員等配置事業」 などの活用を通し、スクールカウンセラーを校務分掌に位置付け、教職員と一体となっ た教育相談体制の構築や、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備など、計画的、組織的、継続的な学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。

また、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめ、不登校の未然防止に役立てたり、必要に応じて速やかに学級担任へ情報提供を行ったりするなどして、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。

- イ 「生徒指導研究協議会」等の教職員対象の研修事業や、生徒指導に係る校内研修、P TA主催の研修会において、スクールカウンセラーなどの専門的な知識を有する方を講師として演習や事例研究などを行うことにより、教職員や保護者のカウンセリングに対する力量を高めることに努めます。
- ウ 生徒指導に係る事業の内容や、学校における教育相談業務などについて、学校便りや学校のホームページなどを通して家庭や地域の方の理解を深め、学校、家庭、地域社会が一体となった児童生徒一人一人に目を向けたきめ細かなカウンセリング体制の充実に努めます。

# (9) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察が実施している被害少年カウンセリングについて、広く道民に周知を図るとともに、 引き続き被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウ

<sup>※1「</sup>スクールカウンセラー」

<sup>(1)</sup> いじめや登校拒否等の問題の解決と予防のための臨床心理士などの専門家。

<sup>(2)</sup> 学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う者。

ンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援の推進に努めます。

# (10) 里親制度の充実

- ア 児童相談所において、里親の養育援助を希望する者を登録・研修し、養育援助者を里 親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を実施するとともに、里親へ の養育負担を軽減するため、子どもの養育についての話し合いの場を設けるなど里親の 養育技術等の向上に努めます。
- イ 里親制度\*1の普及啓発のためホームページの活用や窓口にパンフレット等を配置し、 周知に努めます。
- (11) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知 厚生労働省から提供される情報について、警察と連携し周知に努めます。
- (12) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

誰もがいつでも病院の情報を共有できるように、平成16年度から全道の病院名簿(病 床数、診療科目)を道のホームページにおいて掲載しており、今後、提供情報内容の充実 に努めます。

(13) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(平成17年1月17日付け医薬第1575)号に基づき、医療機関や保険者に対し適切に対応します。

# 2 安全の確保(基本法第15条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、暴力団によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、高齢者虐待、ストーカー行為、配偶者等による暴力(DV)の反復などには限らず、暴力的(攻撃的)な性格の犯罪等の被害を受けた多くの方が、再び危害を加えられることに対し深刻な不安を抱いています。

このようなことから、再被害を防止するほか、再被害に対する不安を解消するための取組を 実施する必要があります。

#### 【今後の取組】

- (1) 加害者に関する情報の提供
  - ア 再被害防止のため、警察への当該情報の連絡について、刑事施設等\*2と一層円滑な連携に努めます。
  - イ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者による再犯防止を図るため、 出所情報に基づき出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策を引き続き行います。
- (2) 犯罪被害者等に関する情報の保護《イ再掲:第5-1-(15)》
  - ア 加害者又は第三者から犯罪被害者等に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧や、住民

#### ※1「里親制度」

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を個人の家庭(里親)に一時的に又は継続的に委託して養育する制度。里親は、都道府県知事が適当と認めた者です。

## ※2「刑事施設等」

刑事施設(刑務所・少年刑務所・拘置所)、地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。

票の写し等の交付などの申出があった場合、申出者の本人確認、利用目的の審査などを 厳格に行い、不当な申出については拒否をするなど、犯罪被害者等の情報を保護するた めの支援措置が行われるよう、市町村に対して必要な情報の提供や措置を講じます。

イ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む 意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要 望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつ つ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう引き続き配慮します。

#### (3) 一時保護所の環境の充実等《再掲:第1-3-(2)》

- ア 児童相談所(8カ所(札幌市除く))の全てに一時保護所を設置していますが、一時 保護所の設備や運営については、児童福祉施設最低基準に定める児童養護施設の基準を 準用しており、個別処遇が必要な児童に関しては、環境の配慮に努めます。
- イ 一時保護委託の運営の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に 努めます。
- ウ 道立女性相談援助センターの業務及び民間シェルターへの一時保護委託を実施する中で、適切な運用に努めます。
- エ ー時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と速やかに連絡や情報交換を行うなど、緊密な連携を図ります。

# (4) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定して、防犯指導、警戒等の再被害防止の措置の推進に努めます。

#### (5) 警察における保護対策の推進

警察において、暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、 引き続き危害行為の未然防止措置の推進に努めます。

## (6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

- ア 関係機関・団体等において、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引及び児童虐待の 被害者等の保護に関し、その意見・要望を踏まえ、相互に情報交換を実施するなどして、 一層の連携を図ることに努めます。
- イ 学校等関係機関の通報連絡体制や児童虐待防止ネットワークを活用するとともに、必要に応じて児童相談所、保健所及び教育委員会等関係機関により構成される少年サポートチームを編成し、加害少年やその保護者に対する指導等の充実を図るほか、要保護児童対策地域協議会に参画するなどして、引き続き再被害の防止に努めます。

#### (7) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

- ア 警察学校における各種教養、警察署に対する巡回教養及び児童虐待防止マニュアル等 の各種教養資料の作成・配布により、職員の児童虐待に関する知識、技能の向上に引き 続き努めます。
- イ 学校教育相談体制の整備・充実を図り、虐待を受けている子どもの早期発見・早期対応に努めるとともに、学校教育指導等を通じた事例を収集し、学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進に努めます。

- ウ 各児童相談所で取り扱った処遇困難事例のノウハウを各児童相談所が共有し、より一 層虐待への適切な対応が図られるよう、事例をフィードバックしていきます。
- (8) 児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進
  - ア 国の動向に留意していくとともに、事業の連携などの依頼があれば協力します。
  - イ 医療関係者用に被害者を発見した際の対応マニュアルを作成し、活用に努めます。
- (9) 高齢者虐待の防止や対応についての支援
  - ア 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が 専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及 び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等を実施します。
  - イ 高齢者虐待の防止及び対応等について、高齢者虐待対応支援マニュアル(改訂版)を 作成し、市町村や関係機関への支援に努めるほか、地域住民の方々に対し、高齢者虐待 の防止・高齢者の尊厳の保持や権利擁護等についての啓発活動等を引き続き行います。
- (10) 再被害の防止に資する教育の実施等
  - ア 非行などの問題行動に対し、学校、教育委員会、関係機関等が連携して、適切な対策 を推進するための地域支援システムづくりを行うとともに、問題行動等を起こす児童生 徒に対応するための学校外での支援の場や機能の在り方について検討します。
  - イ 北海道地域家庭教育推進協議会において、事業を実施する市町村と現地協議を行う等により、家庭教育に関する学習講座の内容の一層の充実を図りながら、家庭の教育力を 高めるための取組を進めます。

#### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)

# 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後の保護、捜査、公判等の過程や、治療及び回復の過程でかかわる関係機関などから配慮に欠けた対応をされることによって、二次的被害を受けることがあります。

近年は、保護、捜査、公判等の過程における犯罪被害者等への対応は、一部において相当改善されてきているものの、依然として不十分であるといえます。

このようなことから、犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、名誉又は生活の 平穏や人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるための取組を実施する必 要があります。

#### 【今後の取組】

- (1) 職員等に対する研修の充実等《イ再掲:第4-2-(4)、ウ再掲第3-1-(5)》
  - ア 警察学校における、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門 的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を 招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支 援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研 修等を反復、継続して行います。
  - イ 犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を深く理解するとと

もに、適切な対応を確実に行うことができるよう、効果的な職員研修の実施に努めます。

- ウ 交通事件の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるな ど、関係職員による適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に努めます。
- エ 厚生労働省が主催する専門家養成研修に医師、保健師等を派遣し、職員の資質の向上 に努めます。
- オ 民生委員に対し、犯罪被害者等の適切な対応を確実にするため、守秘義務遵守について指導します。

#### (2) 女性警察官等の配置

引き続き警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に努めます。また、女性警察官の配置されていない警察署については、引き続き警察本部(各方面本部を含む。)及び近隣の警察署との連携を図るなどして性犯罪被害者への適切な対応を推進します。

(3) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう「被害者用事情聴取室」の環境作りに配慮するとともにその活用に努めるほか、被害者等のプライバシーの保護等に配慮した被害者対策車両の一層の活用に努めます。

# 第3 刑事手続への関与拡充への取組

# ■ 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等からは、捜査や刑事裁判等は加害者及び弁護士と、警察、検察、裁判所のみを 主体として行われ、犯罪被害者等に認められた権利は貧弱であり、十分な情報も与えられず疎 外され、証拠として扱われるに過ぎないとの批判があり、刑事司法について社会の秩序維持と いう公益を図る目的が強調され過ぎているという指摘や、犯罪被害者等に信頼されない刑事司 法は国民全体から信頼されないという指摘もなされています。

一方、犯罪被害者等が刑事手続きに参加する制度としては、平成12年に行われた刑事訴訟 法の改正により、被害者等の意見陳述制度が導入されたほか、検察審査会への申立権者の範囲 が拡大されました。

また、少年保護事件の手続に関しても、平成12年度の少年法の改正により、家庭裁判所による被害者等の意見聴取の制度が導入されています。

犯罪被害者等への情報の提供は、警察、検察庁、海上保安庁による各種情報の通知制度が実施されていますが、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続に適切に関与することができるように、情報提供の充実を図る必要があります。

#### 【今後の取組】

(1) 日本司法支援センターとの連携と道民への周知《再掲:第1-1-(1)、第4-1-(24)》 日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び 損害賠償請求費用の負担軽減や被害者支援団体、相談機関に関する情報の道民への周知に 努めます。

#### (2) 刑事の手続等に関する情報提供の充実《ウ再掲:第4-1-(19)-イ》

- ア 刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度等に 関する情報について、パンフレット等を活用し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。
- イ 検視、司法解剖の必要性及び遺体修復、搬送などの検視業務について、パンフレット 等を作成・活用し、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めます。
- ウ 外国人被害に係る身体犯の発生件数や当該事案の態様及び被害者の対応言語等を調査 した上、リーフレット等の作成の検討を行います。
- エ 法務省と連携を図り、総合的な対応窓口に犯罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを常備するほか、道のホームページから法務省等関係省庁へリンクを貼り、 情報提供に努めます。

#### (3) 捜査に関する適切な情報提供

警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度\*1」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報提供に引き続き努めます。

#### (4) 交通事故捜査の体制強化等

警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通 事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するほか、交通事故自動記録装置をはじめとする 捜査支援機器の整備・活用に努めます。

(5) 交通事件に関する教育・研修等の充実《再掲:第2-3-(1)-ウ》

交通事件の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、 関係職員による適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に努めます。

(6) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実

警察は、再犯防止のために必要な加害者情報が、刑事施設等から提供されるよう、当該施設等との一層円滑な連携に努めます。

# 第4 支援等のための体制充実への取組

# 1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

#### 【現状と課題】

多くの犯罪被害者等は、被害直後から、保護、診療、告訴、捜査、公判、各種制度の申請などの様々な場面に遭遇しますが、直面している状況を十分に理解できず、行うべき判断やとるべき行動の指針も見つけられず、困惑するとの指摘があります。

また、性犯罪や家庭の中の暴力に係る犯罪被害者等の中には、被害そのものを明らかにする ことができないため、相談や支援を要請する方法も分からないまま、困難な状況に陥っている 者も存在するとの指摘もあります。

平成15年に犯罪被害実態調査研究会が行った「犯罪被害者実態調査報告書」によると、犯 罪被害者等に対しての援助に関しては、「そばで話を聞いてくれること」が最も必要とする者

#### ※1「被害者連絡制度」

殺人や強姦、1か月以上の重傷を負った障害など、重大な身体的被害、ひき逃げ事件、交通死亡事故について、事件を担当している捜査員が捜査の進捗状況や検挙した被疑者の氏名、年齢及び被疑者を送致した場合の送致先検察庁などの情報を提供する制度。

の割合が高かったという結果(79.4%が被害直後に必要とし、被害後数年が経過した時点においても37.9%が必要としていました。)となり、とりあえずの相談相手が必要とされることが示されており、また、犯罪被害者等が求める情報については、「犯人の検挙情報や捜査の進み具合などの刑事手続に関する情報」が最も高く、その他にも犯罪被害給付制度、援助を受けることができる組織・団体等の紹介、弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口、被害回復の方法、保険金の受け取り申請の手続などについての情報を必要としている犯罪被害者等が多いことから、様々な情報の提供が求められていることが示されています。

このようなことから、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように、相談対応、情報提供、助言などを適切に行う必要があります。

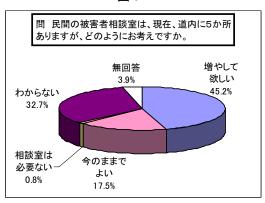
また、相談対応や情報提供等の支援は、被害後の経過に応じ、病院への付添い、家事・育児の手伝い、カウンセリング等その他の直接的な支援と連動して行われる必要があります。

表10 犯罪被害者相談の状況(平成17年)

機	関	名	相	淡件	数	開言	殳 年	月
北海道	被害者相談	室	Ç	977	件	平成	9年	5月
オホー	ツク被害者	相談室	約	70	件	平成	9年	11月
釧路被	害者相談室	2	約	10	件	平成	10年	8月
苫小牧:	被害者相談	室	約	20	件	平成	10年	11月
函館被!	害者相談室	1	約	30	件	平成	12年	11月

《資料:北海道警察本部》

図 7



《資料:平成18年度道民意識調査》

表11 交通事故相談所(6か所)の相談件数の推移 (単位:件)

Z. Zerankii (a ii) a na										
	年 度	H13	H14	H15	H16	H17				
Ī	面接相談	1, 108	1, 147	1, 072	1, 050	798				
電	話・文書相談	1, 881	1, 726	1, 647	1, 453	1, 143				
	合 計	2, 989	2, 873	2, 719	2, 503	1, 941				
	被害者	2, 509	2, 424	2, 321	2, 135	1, 608				
	加害者	461	420	384	360	316				
	自 損	19	29	14	8	17				

《資料:環境生活部生活局くらし安全課》

#### 【今後の取組】

# (1) 総合的対応窓口の機能向上と各種情報の道民への周知

犯罪被害者等支援のための総合的な対応窓口について、その機能の向上に努めるとともに、犯罪被害者支援に関する各種情報について、他の行政機関、市町村、事業者、民間団体、道民への周知に努めます。

## (2) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供

道内の医療機関名簿や各種相談窓口一覧を作成し、インターネット等を活用し、情報提

供に努めます。

(3) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制の充実のための検討及び施策の実施

各地域における被害者支援団体との一層の連携強化を図るとともに、今後の国の支援の ための連携に関する検討結果などを踏まえ、途切れることのない支援体制の充実に努めま す。

(4) 関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

犯罪被害者等支援に係る機関・団体とは引き続き連携強化を図るとともに、他の行政機関、団体等が所掌し実施する施策について積極的な紹介、説明等を行い、情報提供の充実に努めます。

(5) 警察本部・各方面本部・警察署単位に設置の被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域 ネットワークにおける連携の推進

被害者支援連絡協議会の会員相互の連携強化を図り、総合的な被害者支援が実施できるように努めます。

(6) 警察における相談体制の充実

各警察署において各種被害相談に対応しているほか、警察本部に警察相談センターを設置し総合的な警察相談に応じる相談電話「#9110」を開設するとともに、被害者の特性に応じた「性犯罪被害110番」、「少年相談110番」、「暴力相談電話」等を設置し住所地や匿名、実名にかかわらず被害相談に応じています。また、「性犯罪被害110番」には、女性警察官、少年相談110番には、臨床心理士の資格を持つ心理専門官を配置して相談・カウンセリング体制をとっているところであり、相談者が要望する場合は、民間支援団体、被害者支援連絡協議会等被害者支援の関係機関・団体等を紹介するなどの情報提供を行っており、引き続きこれらの取組を推進し、一層被害者のニーズに応えられるよう努めます。

(7) 警察における「被害者支援要員制度」の活用

被害者支援要員制度\*1の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に対し犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等を向上させるための研修、教育等の充実に努めます。

(8) 交通事故相談活動の充実

相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて交通事故相談所の相談員の 資質向上に努めます。

(9) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

警察においてサポートセンターや各警察署の少年係員等が、関係機関への引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応に努めるとともに、フリーダイヤルによる「少年相談110番」を開設し、臨床心理士の資格を有する心理専門官が相談に応じているほか、警察本部、方面本部及び警察署に被害者用事情聴取室を設置し、引き続き被害少年が相談しやすい環境の整備に努めます。

<sup>※1「</sup>被害者支援要員制度」

殺人や性犯罪、交通死亡事故などの重要な事件や事故が発生した際に、被害者の支援活動を任務とする警察職員が、被害者やその遺族に付き添いなどを行い必要な支援を行う制度。

#### (10) ストーカー事案への適切な対応

ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を習得させるさせることを含む学校教養や研修会等を継続実施するとともに、各関係機関等との協力体制を確立して情報交換や連携強化を推進し、ストーカー事案への適切な対応に努めます。

(11) 検察庁との連携及び情報提供の充実

検察庁との連携を図り、同庁が行う被害者支援員等の犯罪被害者等支援のための制度について、道民への情報提供に努めます。

(12) 道内の弁護士会との連携及び情報提供の充実

道内の各弁護士会(札幌、旭川、釧路、函館)との連携を図り、弁護士会が行う被害者 支援活動について、道民への情報提供に努めます。

- (13) 「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用
  - 必要に応じて法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権110番」及び「子 どもの人権専門委員」制度について周知し、活用に努めます。
- (14) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

北海道教育委員会関係各課及び北海道警察等により構成する「北海道いじめ・不登校等対策本部会議」及び「管内いじめ・不登校等対策本部会議」の充実により、関係機関相互の連携の一層の充実を図るとともに、サポートチームの組織化を図ります。さらに、各種の教育相談電話の活用促進に努めます。

(15) 学校内における連携及び相談体制の充実

「スクールカウンセラー活用調査研究事業」等の活用を促進し、各学校における教育相 談体制の一層の充実に努めます。

- (16) 学校における相談対応能力の向上等《再掲:第4-2-(6)、第5-1-(14)-ア》
  - 「生徒指導研究協議会」、「教育相談員セミナー」等生徒指導に関わる研修における教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。
- (17) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進
  - ア 現在、道立教育研究所に相談員を配置し、教育電話相談を行っており、引き続き適切 な実施に努めます。
  - イ 「少年サポートセンター」等地域の関係機関の情報について、広報誌等を通じた提供 に努めます。
- (18) 警察署等に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の 勧奨

警察署等に対する指導教養を行い、被害者等に対する情報提供等必要な支援を確実に実施しているかを検証し、好事例については、警察庁に報告するとともに、各所属に紹介し各種被害者支援施策に反映させます。

(19) 「被害者の手引」の内容の充実等《イ再掲:第3-1-(2)-ウ》

ア 警察庁における、「被害者の手引」を配布、説明する制度の改善策についての検討結果を踏まえ、リーフレットの内容充実、見直しの検討を行います。

- イ 外国人被害に係る身体犯の発生件数や当該事案の態様及び被害者の対応言語等を調査 した上、リーフレット等の作成の必要性を含めた検討を行います。
- (20) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

損害賠償請求制度の概要、犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、冊子・パンフレット等を活用し、犯罪被害者等への周知に努めます。

#### (21) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

ア 犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、警察庁及び法務省において連携し、配布等の工夫も含めて内容の充実を図ったパンフレット等を活用するなどして、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための支援制度等に関する情報の犯罪被害者等への早期提供に努めます。

- イ 法務省と連携を図り、犯罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを総合的 な対応窓口に配置するなど、外国人の方にも利用しやすいよう、情報提供の充実に努めます。
- (22) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報 提供等の充実

精神保健福祉センター及び保健所が実施する精神保健福祉相談事業の中で、犯罪被害者等の支援に関する情報提供等適切な相談などの実施に努めます。

#### (23) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

- ア 警察において、フリーダイヤル「性犯罪被害110番」の相談電話及び女性被害相談所を設置し、これらの相談窓口に関する広報や「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害110番の利用広報カードの作成・配布、ホームページに「性犯罪被害の防止対策」に関する情報を掲載するなどして、引き続き性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めます。
- イ 性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大のため、ホームページの活用や窓口にパンフレット等を配置し、周知に努めます。
- (24) 日本司法支援センターとの連携と道民への情報の提供《再掲:第1-1-(1)、第3-1-(1)》

日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や被害者支援団体、相談機関に関する情報提供に努めます。

(25) 「NPOポータルサイト」の周知

特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者等支援団体の情報を提供するために内閣府が開設した「NPO\*1ポータルサイト\*2」について、道のホームページからリンクを貼るなどして、犯罪被害者等が利用しやすいよう、周知に努めます。

(26) 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの周知

犯罪被害者等同士が集い、情報の交換を行う場を提供するために内閣府が開設した「犯罪被害者団体等専用ポータルサイト」について、道のホームページからリンクを貼るなどして、犯罪被害者等が利用しやすいよう、周知に努めます。

(27) 自助グループの紹介等

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏ま え犯罪被害者等に対する紹介等を行います。

#### (28) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

道における「犯罪被害者等支援のためのホームページ」について、随時情報を更新するなど、道民に対する情報提供の充実に努めます。

(29) インターネット以外の媒体を用いた情報提供

関係機関・団体等が作成する広報資料のほか、関係機関・団体等の広報媒体を活用し、 インターネット等で情報を得ることができる方とそうでない方との間に不公平が生じない よう配慮するとともに、インターネットを利用できない方に対しての積極的な情報提供に 努めます。

(30) 犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開

警察において「被害者支援要員制度」の積極的運用、部内カウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会等の活用等の取組みを継続推進し、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるように努めます。

- (31) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進 「不登校児童生徒支援協議会」において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になっ た場合への対応を協議するとともに、「問題を抱える子ども等の自立支援事業」において、 関係機関等と連携を図り、学校復帰等に向けた支援に努めます。
- (32) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進 関係機関との連携を強化し、サポートチームを形成するなどして対応していくよう周知 に努めます。

# 2 調査研究の推進等(基本法第21条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等の支援に携わる人たちが、熱意はあっても必要な知識・技能が不足し、適切な 支援ができない場合があるとの指摘があります。

犯罪被害者等に対する適切な支援のためには、犯罪被害者等の心理、置かれている状況を正確に理解することはもとより、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能が求められるため、支援に携わる者が共有し、修得すべき知識・技能に関する調査研究や国が行う諸外国における犯罪被害者等のための施策に関する情報収集等の成果を活用して人材の養成等を行っていく必要があります。

なお、平成18年12月に道に勤務する保健師233名から回答を得たアンケート調査によると、犯罪被害者等からの相談を受けたことがある職員が困った点としては、「犯罪被害者の

\*1 [NPO]

Non-Profit Orgaizaitionの頭文字「N」「P」「O」をとった略語です。「非営利団体」「非営利組織」といったボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う組織のことで、株式会社などの営利を目的とせず、公益的事業や市民活動を行う組織です。

#### ※2「ポータルサイト」

インターネットを利用する際、まず最初に閲覧されるような、利便性の高いウェブ-サイトの総称。玄関サイト。 検索エンジン・リンク集・メール・ニュース・オークションなどのサービスを提供する、総合サイトをさすことが多い。 法的根拠」、「関係機関との連携・調整」、「スーパーバイザー\*1の必要性」などがあげられました。

また、犯罪被害に遭った方の相談を受けたことがないと答えた職員が不安な点としては、「犯罪被害者の知識」、「犯罪被害者への相談技術」、「関係機関との連携・調整」などがあげられました。

図8

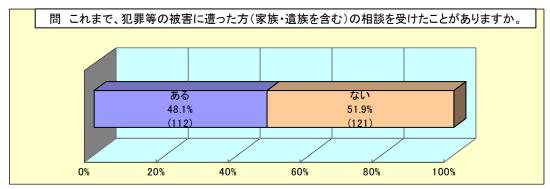


図 9

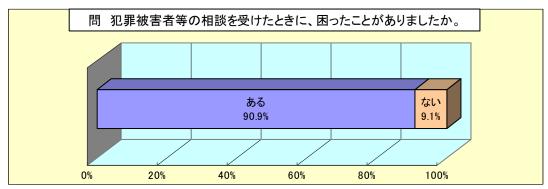
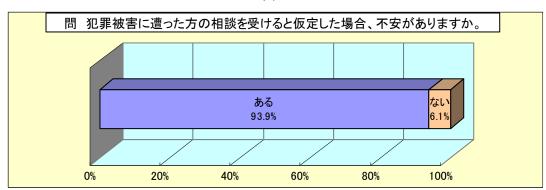


図10



#### 【今後の取組】

(1) 配偶者に該当しない交際相手等からの暴力への対応

調査結果の有効な活用を図るとともに、国の検討に基づき新たな施策が実施された場合は、道として適切な対応に努めます。

#### ※1「スーパーバイザー」

高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うことをスーパーバイズという。スーパーバイズを行う者をスーパーバイザーという。

#### (2) 警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実

警察学校における採用時、上位階級への昇任時及び各種専門課程教養の際に犯罪被害者等支援に関する基礎的な教養を実施、被害者支援担当係等に配置された職員に対しては、実践的技能を習得させるため、部内臨床心理士や部外講師によるロールプレイ方式などの演習等を含む専門的な教養を実施しているほか、性犯罪被害者や被害少年と接する機会の多い警察官等に、民間団体が実施するカウンセリング研修講座の受講や研修会等に参加させるなどの取組みを継続実施し、各職員に必要な基礎的知識の周知や実践的・専門的な教育等の充実に努めます。

# (3) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年警察補導職員、臨床心理士の 資格を持つ心理専門官、各警察署の少年係員について、講習・研修等の開催、教養資料の 作成・活用、部外カウンセリング研修講座の受講、被害者支援研修会への参加により、カ ウンセリングの技法等必要な技術等の修得に努めます。

- (4) 犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等《再掲:第2-3-(1)-イ》
  - 犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を深く理解するととも に、適切な対応を確実に行うことができるよう、効果的な職員研修の実施に努めます。
- (5) 日本司法支援センターとの情報交換やノウハウの相互提供 日本司法支援センターと連携し、情報の共有化やノウハウの相互提供を行うことにより、 犯罪被害者支援に携わる関係職員の資質・能力の向上に努めます。
- (6) 学校における相談対応能力の向上等《再掲:第4-1-(16)、第5-1-(14)-ア》 「生徒指導研究協議会」、「教育相談員セミナー」等生徒指導に関わる研修における教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。
- (7) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実
  - ア 児童虐待の未然防止、早期発見の観点から地域における児童虐待の防止体制の構築、 推進を図り、児童相談所職員専門研修を実施し、職員の資質向上を行うとともに、子ど も未来づくり市町村支援総合相談・研修事業を実施し、市町村における児童相談体制の 整備や児童相談の技術的支援など総合的な支援事業を実施します。
  - イ 児童福祉施設等職員へは、施設職員の研修会等の場を通じて子どもの権利擁護に関する知識等の普及啓発に努めます。
- (8) 民間の団体の研修に対する協力

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する各種研修に対し、積極的な協力に努めます。

# 3 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等に対する支援に関する民間の団体の活動は、犯罪被害者等がいつでもどこでも 支援が受けられる体制の整備に不可欠です。

自らも犯罪被害者等である方や様々な経験・能力を持った方が参加することにより、犯罪被害者等が有する多様な事情に応じたきめ細かな対応が可能になります。

しかし、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体は、善意の寄付やボランティアに支えられ、 懸命に活動しているものの、その大半が運営に係る様々な困難を抱えているため、民間の団体 の活動に対して支援する必要があります。

#### 【今後の取組】

(1) 民間の団体への支援の充実

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への支援の充実に努めるとともに、それらの団体 の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に関する研修への講師の派遣や会場の確保等の 協力支援に努めます。

(2) 民間の団体等に関する広報等《再掲:第5-1-(11)-ア》

関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況 やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。

(3) 特定非営利活動促進法(NPO法)の適切な運用

特定非営利活動促進法に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対して、同法の適切な運用に努めており、引き続き適切な対応に努めます。

- (4) 全国被害者支援ネットワークに対する協力 全国被害者支援ネットワークの運営及び活動に対し、協力に努めます。
- (5) 民間支援団体との連携・協力の強化 民間支援団体との連携を一層強化し支援を行っていくとともに、被害者支援連絡協議会 における相互の協力及び緊密な連携に努めます。
- (6) 日本司法支援センター及び民間支援団体との連携 日本司法支援センター及び民間支援団体との連携に努めます。

#### 第5 道民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

# 1 道民の理解の増進(基本法第20条関係)

#### 【現状と課題】

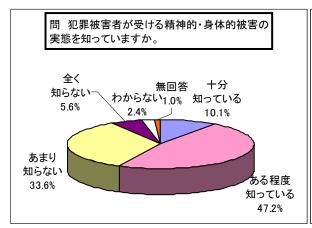
内閣府が平成12年に実施した「犯罪被害者に関する世論調査」によると、半数を超える国 民が犯罪被害者等支援に対して積極的な意志を持っているという結果がでている一方で、現実 の社会は、必ずしも犯罪被害者等にとって平穏に暮らしやすい環境とは言い難い状況にあるこ とが指摘されています。

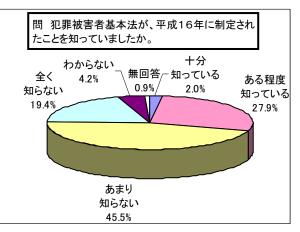
また、長崎県教育委員会が、平成16年11月に佐世保市の小6女児殺害事件などを受けて、 県内の小中学生(小4、小6、中2)約3,600人を対象に行った「生と死」のイメージに関 する意識調査では、「人は死んでも生き返る」と答えた児童生徒が全体の15.4%あり、特に学 年別では中学校2年生が18.5%と最も高く、大きな反響がありました。

このようなことから、命の大切さ等についての教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、道民の理解を深めていく必要があります。

なお、平成18年7月に実施した「道民意識調査」によると、犯罪被害者が受ける精神的・ 身体的被害実態の認知度は約6割で、「犯罪被害者等基本法」の制定に関する認知度は、約3 割にとどまっています。

図 1 1





平成18年7月実施「道民意識調査」

#### 【今後の取組】

- (1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進
  - ア 学校教育の中で、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きること の尊さなどを積極的に取り上げる教育を推進するため、「児童生徒の心に響く道徳教育 推進事業」等を実施し、文部科学省の教材開発などの実践研究の事業成果の普及に努め ます。
  - イ 教育課程に関する研修会や指導主事による学校教育指導等を通して、各学校における 心のノートの一層の活用を促します。
- (2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習の充実についての調査研究の実施及びその成果の普及

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、 学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図る中で、命の大切さを学ばせる ことに有効な体験活動について調査研究を実施し、その成果を取りまとめ、全道の教育委 員会や学校への普及に努めます。

- (3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
  - ア 人権教育に関する教師用指導資料の一層の活用を促すとともに、教育課程の編成・実施に伴う諸課題について協議を行う教育課程改善協議会や指導主事\*1による学校教育指導等により、人権教育にかかわる情報提供に努めます。
  - イ 指導主事の研究協議会において、人権教育に関する指導の工夫・改善について協議を 深め、その成果を教育課程に関する研修や指導主事による学校教育指導等で生かします。

V4.「K诺子古。

#### (4) 学校における犯罪抑止教育の充実

犯罪抑止教育の指導内容について検討するとともに、非行防止教室の普及・啓発に努めます。

(5) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組

児童生徒に対し、被害者となることを防止するための教育について、指導内容等を検討 し、生徒指導資料等を作成するなどして各教育委員会における取組を促します。

(6) 家庭における命の教育への支援の推進

家庭における命の教育への支援を推進するため、引き続き乳幼児や小学校1年生と5年 生の保護者全員に「家庭教育手帳」を配布します。

- (7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発 法教育にかかわる資料の配布等を通して情報提供に努めます。
- (8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施 犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)において、国の取組と連携し、重点的な普及啓発に努めます。
- (9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施
  - ア 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配意した啓発事業の展開や、交通事故相談所等における被害者救済対策の周知に努めます。
  - イ 人権週間に連動し、犯罪被害者等の人権保護等に関する啓発活動に努めます。
  - ウ 国においては、毎年11月を「児童虐待防止月間」と位置づけており、児童虐待防止 のための広報啓発活動に取り組んでいることから道においても道民への周知を図るなど の取り組みに努めます。
- (10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について道民理解の増進を図るための啓発事業の実施 犯罪被害者等の置かれた状況について道民の理解の増進を図り、道民の協力の下に犯罪 被害者等支援のための施策が行われるよう、啓発事業を実施するなどして、普及啓発に努 めます。
- (11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施《ア再掲:第4-3-②》
  - ア 関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。
  - イ 民間支援団体等と連携し、マスコミへの広報、街頭キャンペーン等各種広報・啓発活動等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている実態や警察、関係機関、民間支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動の一層の推進に努めます。
  - ウ 警察においてホームページに掲載している犯罪被害者等支援施策について、必要な更 新・充実を図ることにより、道民への一層の周知に努めます。
- (12) 交通事故被害者等の声を反映した道民の理解増進
  - ア 警察において、関係機関・団体と連携し、各種説明会、講習会等においてビデオテープの放映や交通事故の被害者、遺族等の手記をまとめたリーフレット「癒されぬ輪禍」 を活用するなどして、引き続き被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する道民の理解

増進に努めます。

イ 安全運転管理者講習、長期処分者講習における交通安全講話において、交通事故の被害者やその家族による講話を行い、交通事故の被害者等の切実な声を直接訴えるなどして、心に響く講話を引き続き実施します。

#### (13) 道民の理解の増進を図るための情報提供

犯罪被害者等の置かれた状況について道民の理解の増進を図り、道民の協力の下に犯罪 被害者等支援のための施策が行われるよう、啓発事業を実施するなどして、情報提供に努 めます。

- (14) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進《ア再掲:第4-1-(16)、第4-2-(6)》
  - ア 「生徒指導研究協議会」、「教育相談員セミナー」等生徒指導に関わる研修における 教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れる など、内容の改善・充実に努めます。
  - イ 養護教諭を対象とした研修会において虐待を受けていると思われる児童生徒の対応に ついての演習を行うなど、養護教諭のカウンセリング能力や危機管理能力の向上を図る ための研修の充実に努めます。
- (15) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護《再掲:第2-2-(2)-イ》

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう引き続き配慮します。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、路上強盗、ひったくり、自動車盗、車上狙い等の街頭犯罪及び侵入犯罪の発生状況について、利用者自身が必要に応じて分析できるよう工夫を凝らした街頭マップをウエブサイト上に掲載しているほか、子どもに対する声かけ事案発生情報及び不審者出没情報の地域住民に対するメール発信、交番・駐在所速報のタイムリーな発行、ミニ広報紙の作成・配布など個人情報の保護に配慮するとともに、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうるような情報の提供に引き続き努めます。

(17) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

警察において、交通事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータをホームページに掲載するなどして公表するとともに、重大事故の発生に際しては、警察本部(各方面本部を含む。)、警察署において交通事故防止広報紙(交通事故速報)を作成し、交通関係機関・団体に対し、メールやFAXによる情報提供を行い、道民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進に引き続き努めます。

# V 国における施策検討結果を踏まえての取組

国の検討会及び各省庁では、基本計画を推進するための諸課題についての検討を進めており、 その結論を踏まえて、道として必要な施策を検討します。

## 第1 国における施策の検討結果を踏まえての取組

- (1) 医療保険利用の利便性確保【厚生労働省】
- (2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保【厚生労働省】
- (3) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討【厚生労働省】
- (4) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備【厚生労働省】
- (5) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施【厚生労働省】
- (6) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討【経済的支援に関する検 討会】
- (7) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討【経済的支援に関する検討会】
- (8) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施【経済的支援に関する検討会】
- (9) 被害直後及び中期的な居住場所の確保・被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討【経済的支援に関する検討会】
- (10) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施【経済的支援に関する検討会】
- (11) 公的弁護人制度の導入の是非に関する検討【経済的支援に関する検討会】
- (12) 犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施【法務省】
- (13) どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施【支援のための連携に関する検討会】
- (14) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討【支援のための 連携に関する検討会】
- (15) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の 実施【法務省】
- (16) 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施【民間団体への援助に関する検討会】
- (17) 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修等の在り方についての検討【支援のための連携に関する検討会】
- (18) 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備 に資する施策の検討及び実施【厚生労働省】

# 第2 国における施策の検討結果を踏まえて、道民に周知が必要な取組

- (1) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び 施策の実施【法務省】
- (2) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施【法務省】
- (3) 犯罪被害者等に関する情報の保護【法務省】
- (4) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入【法務省】
- (5) 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施【法務省】